

厚生労働大臣免許保有証のご案内



令和 2 年 7 月 1 日
一般社団法人 福島県鍼灸師会

公益財団法人東洋療法研修試験財団では、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が免許を保有していることを確認するための携帯用カードとして「厚生労働大臣免許保有証」を発行することになりました。「厚生労働大臣免許保有証」は携帯用免許証明カードで、国家資格者と無資格者を判別できるようにするものです。

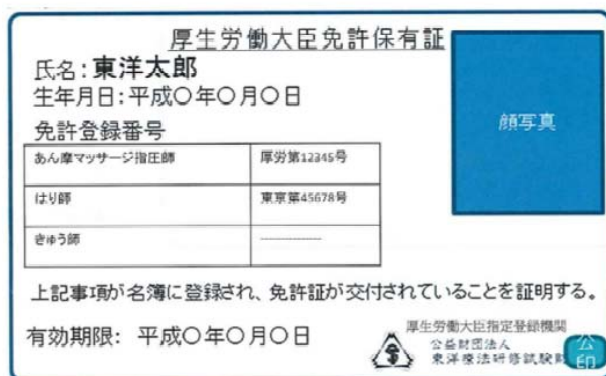
このたび福島県鍼灸師会では、「厚生労働大臣免許保有証」の発行業務代行として、下記のとおり申請受付窓口を設けることにしましたので、この機会にお申込みください。

ポイント1：免許保有証とは？

国家資格免許を保有していることを確認するための携帯用免許証明カード（以下、保有証）で、免許証に代わるものではありません。保健所では申請できません。

大きさはクレジットカード大で顔写真入りです。複数免許がある場合でも保有証は1枚です。

申請期間は、令和2年7月1日～8月31日までになります。



ポイント2：申請前の事前確認事項

- ・「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」は紛失していませんか？
→ 紛失している場合は再交付の手続きが必要です。
- ・免許登録事項（住所、氏名等）の変更はありませんか？
→ 変更がある場合は登録事項の変更手続きが必要です。

ポイント3：申請前書類を揃える

- ① 申請書及び写真貼付用紙
 - ・福島県鍼灸師会から送付します。
 - ・その際、申請手数料（4,000円）の払込取扱票も同封します。
- ② 住民票の原本1部（本籍地記載のもの。発行日から6か月以内のもの）
- ③ 本人確認用提出書類
 - ・申請者本人確認のための書類。
- ④ 各免許証のコピー各1部をA4サイズでコピーします。
 - ・都道府県知事免許で裏面に記載のある場合は両面コピー。
- ⑤ 保有証送付用封筒
 - ・保有証が完成後、申請者に送付するためのもので、市販の定形郵便長型3号に郵便番号、住所、氏名を記載し、切手（簡易書留郵送料404円分）を貼付してください。

※ 申請希望の方へ、申請書、写真貼付用紙を郵送します。

ポイント4：申請手続き

- ① 申請書類一式を福島県鍼灸師会所属の別紙・会員治療院まで直接ご持参ください。本人確認をいたします。
- ② 申請手数料は4,000円です。申請書提出時に振り込まれた領収証もご持参ください。振込手数料などもご負担ください。

ポイント5：保有証の受け取り

申請時に提出していただいた「保有証送付用封筒」にて福島県鍼灸師会より、各申請者宛て簡易書留にて発送します。

◆申請書類の申請先・お問い合わせ

申請書、写真貼付用紙を希望の方は、250円切手と住所・氏名・電話番号を明記した紙を同封し、封書にて下記の三瓶鍼療院までお送りください。

郵送先：三瓶鍼療院 〒961-0973 白河市字北登り町5-1

[電話でのお問い合わせ] 電話：0248-27-1846
日曜日と祝祭日、木曜日、土曜日を除く8時30分～19時00分

別紙 本人確認のできる本会会員治療院

下記にて本人確認をいたします。

その際、申請書類一式、申請手数料を振り込んだ際の領収証等を持参してください。

郡山市 鍼灸サロン Libera 郡山市富久山町久保田字石堂 68-16
電話 050-3690-1128

白河市 三瓶鍼療院 白河市字北登り町5-1
電話 0248-27-1846

いわき市 はりきゅう・はしもと いわき市常磐湯本町三函 183-4
電話 0246-44-3246

会津若松市 おぬま治療院 会津若松市門田町大字飯寺字村西 366
電話 0242-29-8101

※必ず事前に上記へ連絡し、日時を決定後に本人確認・申請書の提出をお願いいたします。